

## 平成28年第3回市議会定例会において可決された意見書

### 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続に関する意見書

平28.10.3 第3回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，財務大臣，  
厚生労働大臣，総務大臣

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定されました。この方針には、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。

また、財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」においては、軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられるとともに、住宅改修は個人の資産形成そのものであることなどから、軽度者に対する福祉用具貸与等は原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべきであるとされています。

そのようなことを踏まえ、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、軽度者への支援や福祉用具・住宅改修の給付のあり方が検討されているところであります。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等は、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修が原則自己負担となった場合、福祉用具等の利用が減少し、介護度の重度化や要介護者の増加を招くおそれがあり、その結果、保険給付の抑制という目的に反して給付の増大につながるとともに、介護人材不足に拍車をかけることにもなりかねません。

よって、国におかれては、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修等に関する見直しについては、今後の超高齢社会に向けて、高齢者の自立を支援し介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、現行制度の継続も含め検討されるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

平28.10. 3 第3回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官，  
経済財政政策担当大臣，  
地方創生担当大臣，  
財務大臣，経済産業大臣，  
総務大臣

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。一方、人員が減少する中で、新たな行政ニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、社会保障や地方財政を重点分野とした歳出削減に向けた議論がなされています。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入に当たっては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考えます。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、必要不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすのは明らかです。

このため、平成29年度の政府予算及び地方財政計画策定の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要請します。

### 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、自治体間の行政コストの差は人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。